(3) 自治紛争処理委員による調停に関する調(平成28年4月1日から平成30年3月31日まで)

_ (3) 目宿粉	尹処理安貝に。	トる肌庁に関り	3胴(半灰40牛	4月1日かり平成3	ササカ月	3 I H Y C)				
都道府県名	関係市町村名 又は機関名	事件の概要	申請又は職権の別	調停に付した年月日	自治紛争処理委員 の活動状況		調停案の受諾の勧告及び公表関係				/++= -+y.
					会議開催 回数(回)		勧告及び公 表の有無	勧告及び 公表の概要	受諾の有無	調停成立 年月日	備考
東京都	江東区 大田区	帰属が決まって 場属が決ます 地域中央側のと 地域ののでで、 でであるがないで でのでで、 でのでがないながながら でのでで、 でのでがない。 について でがないないない。 について についた にいいた にいい にいい	江東区及び大田区 からの申請	H29. 7. 18	9	9	有	政ていをる主しらた料慮もな定し的面をに大属と現区確る起等義、提主をの衡境案たに積江、田さと在域定水点距を両出張総上平界を。はの東13区せし、とし際と離採区さや合、妥の検具、66区 8%にるた行して線す線用かれ資考最当確討体全 2% を帰こ。	無		調諾大諾大停な は受、受っ調と は受、受っ調と
計		1件					有 1件 無 0件		有 0件 無 1件		